

## 経営事項審査について

平成6年度の建設業法改正により、公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営に関する客観的事項について審査を受けることが義務づけられ、その期間は1年7ヶ月の間に限られています。

有効期限の切れた登録業者は入札参加資格がなくなりますので、決算終了後速やかに経営事項審査手続きを進められ遺漏のないよう『**経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書**』の写しを毎年提出してください。